

府名 高松地方裁判所本庁・管内支部

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日~)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳									郵便切手合計額	予納金	備考
		500円	270円	110円	100円	85円	50円	20円	10円	5円			
民事訴訟	通常訴訟	8		25				10	10		7050円	7000円(※郵送費用を現金納付又は電子納付する場合、郵便切手で納付する際は不要。)	※左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに1220円分を追加 (内訳) 500円×2枚、110円×2枚
民事調停	民事調停			6							660円		
民事執行	担保不動産競売申立て (本庁のみ取扱い)										0円	【先行事件がない場合】 不動産の個数(筆) 1~3(筆):50万円 4~5 :55万円 6~7 :60万円 8~9 :65万円 10~11 :70万円 12~13 :75万円 14~15 :80万円 以降2筆までごとに5万円を加算 ※二重開始事件は原則として30万円です。ただし、先行事件に含まれていない物件があるときは上記のとおりです。	※紙媒体による申立てで現金納付する場合には、振込用紙及び保管金提出書で振り込みをしていただく必要があります。同書面の郵送を希望する場合には、郵便切手110円を貼付した返信用封筒を添付して申立て書と一緒に提出してください。
	強制競売申立て (本庁のみ取扱い)										0円	【先行事件がない場合】 不動産の個数(筆) 1~3(筆):50万円 4~5 :55万円 6~7 :60万円 8~9 :65万円 10~11 :70万円 12~13 :75万円 14~15 :80万円 以降2筆までごとに5万円を加算 ※二重開始事件は原則として30万円です。ただし、先行事件に含まれていない物件があるときは上記のとおりです。	※紙媒体による申立てで現金納付する場合には、振込用紙及び保管金提出書で振り込みをしていただく必要があります。同書面の郵送を希望する場合には、郵便切手110円を貼付した返信用封筒を添付して申立て書と一緒に提出してください。
	自動車競売申立て (本庁のみ取扱い)										0円	自動車1台につき10万円	※紙媒体による申立てで現金納付する場合には、振込用紙及び保管金提出書で振り込みをしていただく必要があります。同書面の郵送を希望する場合には、郵便切手110円を貼付した返信用封筒を添付して申立て書と一緒に提出してください。
	債務名義に基づく債権差押え (陳述催告あり)	5	1	3	1	1	1	1	1	1	3210円	【申立書に執行費用として計上できる額 :3210円(内訳) 第三債務者送達費用1290円、陳述書送付費用590円、債務者送達費用1220円、債権者通知費用110円】 ※転付命令を同時に申し立てる場合も左記と同様の組合せ ●債務者が1名増えるごとに加算する郵便切手1220円 (内訳) 500円×2枚、110円×2枚 ●第三債務者が1名増えるごとに加算する郵便切手1880円 (内訳) 500円×3枚、270円×1枚、85円×1枚、20円×1枚、5円×1枚	【申立書に執行費用として計上できる額 :3210円(内訳) 第三債務者送達費用1290円、陳述書送付費用590円、債務者送達費用1220円、債権者通知費用110円】 ※転付命令を同時に申し立てる場合も左記と同様の組合せ ●債務者が1名増えるごとに加算する郵便切手1220円 (内訳) 500円×2枚、110円×2枚 ●第三債務者が1名増えるごとに加算する郵便切手1880円 (内訳) 500円×3枚、270円×1枚、85円×1枚、20円×1枚、5円×1枚
	債務名義に基づく債権差押え (陳述催告なし)	4	1	3				1			2620円		【申立書に執行費用として計上できる額 :2620円(内訳) 第三債務者送達費用1290円、債務者送達費用1220円、債権者通知費用110円】 ※転付命令を同時に申し立てる場合も左記と同様の組合せ ●債務者が1名増えるごとに加算する郵便切手1220円 (内訳) 500円×2枚、110円×2枚 ●第三債務者が1名増えるごとに加算する郵便切手1290円 (内訳) 500円×2枚、270円×1枚、20円×1枚
	養育費等に基づく債権差押え	5	1	3	1	1	1	1	1	1	3210円		【申立書に執行費用として計上できる額 :3210円(内訳) 第三債務者送達費用1290円、陳述書送付費用590円、債務者送達費用1220円、債権者通知費用110円】 ※転付命令を同時に申し立てる場合も左記と同様の組合せ ●第三債務者が1名増えるごとに加算する郵便切手1880円 (内訳) 500円×3枚、270円×1枚、85円×1枚、20円×1枚、5円×1枚
	財産開示	8		20			10		10		6800円		
	情報取得 (本庁に申し立てる場合)										0円	本手続においては、いずれも予納金から郵便料を支出します。 【不動産に係る情報取得手続】 6000円 【給与債権に係る情報取得手続】 6000円 【預貯金及び振替社債等に係る情報取得手続】 5000円	※予納金を現金納付又は電子納付で予納していただきますが、現金納付する場合には保管金提出書及び振込用紙を送付するための費用として郵便切手110円を同封してください。 ※左記の予納金は第三者が1名の場合の額 第三者が1名増すごとに左記の予納額に【給与債権に係る情報取得手続】の場合は2000円、【預貯金及び振替社債等に係る情報取得手続】の場合は4000円を加算した額 ※預貯金や株式等の申立ての場合、第三者から申立てへの直送費用として、郵便切手110円を貼付した封筒又は料金受取人払封筒のどちらかを第三者の人数分同封してください。

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳									郵便切手合計額	予納金	備考
		500円	270円	110円	100円	85円	50円	20円	10円	5円			
民事執行	情報取得 (丸亀支部に申し立てる場合)	2		6			5	9	8		2170円	2000円	※左記の基本料金は第三者が1名の場合 第三者が1名増すごとに①②を加算した額 ①郵便切手合計額1360円分 (内訳) 500円×2枚、110円×2枚、50円×2枚、20円×2枚 ②予納金2000円
	情報取得 (観音寺支部に申し立てる場合)	4		8			5	9	8		3390円	2000円	※左記の基本料金は第三者が1名の場合 第三者が1名増すごとに①②を加算した額 ①郵便切手1360円分 (内訳) 500円×2枚、110円×2枚、50円×2枚、20円×2枚 ②予納金2000円
保全													
保全	債権仮差押 (本庁に申し立てる場合)	5		5			2	3			3210円		※左記の基本料金は、債務者1名、第三債務者1名(陳述催告あり)の場合の額 債務者が1名増すごとに1220円分を追加 (内訳) 500円×2枚、110円×2枚 第三債務者(陳述催告あり)が1名増すごとに1880円分を追加 (内訳) 500円×3枚、110円×2枚、50円×2枚、20円×3枚
	債権仮差押 (管内支部に申し立てる場合)	7		7			2	3			4430円		※左記の基本料金は、債務者1名、第三債務者1名(陳述催告あり)の場合の額 債務者が1名増すごとに1220円分を追加 (内訳) 500円×2枚、110円×2枚 第三債務者(陳述催告あり)が1名増すごとに1880円分を追加 (内訳) 500円×3枚、110円×2枚、50円×2枚、20円×3枚
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止) (本庁に申し立てる場合)	4		3			2	2			2470円		※左記の基本料金は、債務者1名、登記所(高松法務局を除く)1か所の場合の額 債務者が1名増すごとに1220円分を追加 (内訳) 500円×2枚、110円×2枚 高松法務局を除く登記所が複数ある場合には1250円×(登記所の数-1)の額を追加 (内訳) 500円×2枚、110円×1枚、50円×2枚、20円×2枚
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止) (丸亀支部に申し立てる場合)	6		5			2	2			3690円		※左記の基本料金は、債務者1名、登記所:高松法務局丸亀支局の場合の額 債務者が1名増すごとに1220円分を追加 (内訳) 500円×2枚、110円×2枚 登記所が高松法務局丸亀支局以外の場合は1250円分を追加 (内訳) 500円×2枚、110円×1枚、50円×2枚、20円×2枚
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止) (観音寺支部に申し立てる場合)	6		8		2			2		4060円		※左記の基本料金は、債務者1名の場合の額 債務者が1名増すごとに1220円分を追加 (内訳) 500円×2枚、110円×2枚
	不動産仮処分(占有移転禁止) (本庁に申し立てる場合)	2		2							1220円		※左記の基本料金は、債務者1名の場合の額 債務者が1名増すごとに1220円分を追加 (内訳) 500円×2枚、110円×2枚
	不動産仮処分(占有移転禁止) (丸亀支部に申し立てる場合)	4		4							2440円		※左記の基本料金は、債務者1名の場合の額 債務者が1名増すごとに1220円分を追加 (内訳) 500円×2枚、110円×2枚
	不動産仮処分(占有移転禁止) (観音寺支部に申し立てる場合)	8		10		2		3	3	2	5370円		※左記の基本料金は、債務者1名の場合の額 債務者が1名増すごとに1220円分を追加 (内訳) 500円×2枚、110円×2枚
保護命令	保護命令	4		9		2		10			3100円		
労働審判	労働審判(本庁のみ取扱い)	5		4	7	3	11	5			4060円		
控訴提起 抗告提起	控訴提起	8		25				10	10		7050円		※左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに1220円分を追加 (内訳) 500円×2枚、110円×2枚
	抗告提起(保護命令を除く当事者対立構造あり)	4		4				4	4		2560円		※左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに2560円分を追加 (内訳) 500円×4枚、110円×4枚、20円×4枚、10円×4枚
	抗告提起(保護命令)	4		4				4	4		2560円		
	抗告提起(当事者対立構造なし)	2		3				3	3		1420円		※当事者が1名増すごとに1420円分を追加 (内訳) 500円×2枚、110円×3枚、20円×3枚、10円×3枚
再審	再審	4		4				4	4		2560円		※左記の基本料金は、当事者数が2名までの額 当事者が1名増すごとに2560円分を追加 (内訳) 500円×4枚、110円×4枚、20円×4枚、10円×4枚

◆◆◆破産手続開始申立事件に関する予納金等基準表◆◆◆

【令和8年1月1日現在】

高松地方裁判所

第1 予納金

- 1 管財事件の申立時の予納金(一覧表)

負債額	廃止見込み事案		通常事業案		大規模事業案	
			債権者数			
			~50人	~100人	~249人	250人~
	自然人	法人	自然人	法人	自然人・法人の区分なし	
5000万円未満	33万円	43万円	53万円	80万円	150万円	200万円
5000万円以上1億円未満			70万円			
1億円以上5億円未満	70万円	100万円	80万円	120万円	140万円	
5億円以上10億円未満	100万円	130万円	120万円	150万円	170万円	200万円
10億円以上		150万円		170万円	200万円	250万円
					250万円	300万円

- 2 (1) 次の場合には所定の加算又は減額をする。ただし、法人とその代表者及び夫婦の同時申立ての場合の減額を除き、負債額5000万円未満の基準額(債権者申立て及び準自己破産の場合には、その加算額を加えた額とする)を下回る減額はできない。

加算事由	債権者申立て又は準自己破産の場合	一律50万円加算
	従たる営業所がある場合	1か所につき30万円加算
	所有不動産が主たる営業所所在地又は現住居所と異なる市町村に所在する場合	異なる1市町村につき10万円加算(ただし、県外の場合の加算金額は30万円とする。)
	明渡し未了の賃借不動産がある場合(ただし、債務者が自然人の場合の債務者及び債務者の扶養親族の現住居所は除く。)	1か所につき20万円加算
減額事由	回収可能性の高い預貯金、保険解約返戻金、供託金がある場合(ただし、換価基準内のもの及び自由財産の範囲の拡張申立てをしているものは除く。)	回収見込額の7割相当額を限度として減額することができる。
	回収可能性の高い売掛金がある場合	回収見込額の3割相当額を限度として減額することができる。
	法人とその代表者の同時申立ての場合	それぞれについて算出した額の合計額の2割を限度として合計額を減額した上、その額を当初算出額の割合で按分した額(1万円未満四捨五入)まで減額することができる(法人とその代表者夫婦の同時申立ての場合も含む。)。
	夫婦の同時申立ての場合	

- (2) 上記1の一覧表にかかわらず、少額管財事件として申し立てる場合は、予納金を次のとおりとする。

少額管財事件の予納金 単位(円)

	裁判所予納金	引継予納金
法人	16,264	211,000
自然人	17,049	211,000
法人と代表者の同時申立	33,313	322,000

※ 上記(1)(2)の基準は、事案に応じて変更される場合があります。

- 3 債権の特別調査のための予納金 20,000円
4 同時廃止事件の申立時の予納金 13,046円

第2 予納郵便切手

- 1 管財事件の申立時の予納郵便切手

140円×(債権者数+15)組

110円×(債権者数+債務者数+20)組

40円×(債権者数+15)組

- 2 同時廃止事件の申立時の予納郵便切手

110円×(債権者数)組 ただし、申立人(代理人)が郵送で書面を受領する場合は110円×3組を加える。

- 3 債権の特別調査のための予納郵便切手

110円×(届出破産債権者数(特別調査の対象となる届出債権者を含む。)+2)組

第3 申立手数料

- 1 破産手続開始の申立

自己破産又は準自己破産の場合 金1000円

(なお、自然人の場合は、明確に免責許可の申立てをしない意思を表示しない限り、免責許可の申立て手数料500円を加算する必要があります。)

債権者申立の場合 金2万円

- 2 免責許可の申立 金500円

- 3 担保権消滅の許可の申立 金500円

- 4 商事留置権消滅の許可の申立 金500円

◆◆◆個人再生事件 ◆◆◆の手続費用一覧◆◆◆

高松地方裁判所

1 申立手数料(貼付印紙額)

10, 000円

2 予納金額

本人申立の場合

215, 120円（個人再生委員報酬分20万円を含む）

代理人申立の場合

15, 120円

3 予納郵券組合せ

140円 × (債権者数×2)組

40円 × (債権者数×1)組

110円 × 10組

◆◆◆民事再生事件 の手続費用一覧◆◆◆

高松地方裁判所

1 申立手数料(貼付印紙額)

10,000円

2 民事通常再生予納金(原則基準額とするが、事案に応じて増額する場合もあります)

法人の負債総額	基準額
5000万円未満	200万円
5000万円以上～1億円未満	300万円
1億円以上～5億円未満	400万円
5億円以上～10億円未満	500万円
10億円以上～50億円未満	600万円
50億円以上～100億円未満	700万円
100億円以上～250億円未満	800万円
250億円以上～500億円未満	1000万円
500億円以上～	1200万円

申立法人の関連法人	1社あたり50万円～基準額の半額
個人(申立法人の代表者、役員、保証人)	1人あたり40万円～80万円
※ 申立法人の決議前に限る。申立てが決議後になった場合は、適宜増額	
※ 上記の個人が法人に先行して申し立てた場合、後に申し立てられた法人の予納金にて調整	
個人事業者(従業員なし、親族のみ1名)	100万円
個人事業者(従業員4名以下)	
負債総額1億円未満	200万円
負債総額1億円以上	上記基準額一覧表から適宜減額
個人事業者(従業員5名以上)	上記基準額
個人(非事業者)	
負債総額5000万円未満	50万円
負債総額5000万円以上～8000万円未満	60万円
負債総額8000万円～	70万円

3 予納郵券組合せ

140円 × (債権者数×2+10)組

110円 × 30組

40円 × (債権者数+10)組